

議案第26号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

◇鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県外から転入して1年未満である者も貸付金の貸与の対象となるよう、貸付金の貸与要件を一部緩和する。
- (2) 高等学校等奨学資金の貸与を高校入学後早期に開始できるよう、手続きを見直す。
- (3) 誤記入その他の書類の不備を減らす等のため、提出書類の様式を見直す。

2 規則案の概要

- (1) 奨学資金の貸与要件のうち、生計を同じくする者が県内に住所を有すべき期間を廃止する。
- (2) 誓約書を奨学資金の申請書に添付して提出するものとする。
- (3) 必要性のない事項の記載を求めないこととする等、提出書類の様式を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

<説明>

1 (1) 県内在住必要期間を廃止

現状と課題	改正の概要
奨学金の貸与者（高校生・大学生）は、生計を同じくする者（保護者）が、 <u>1年以上</u> 県内に在住していること。 →県外から一家転入してきた世帯に貸与ができない。	申請時に県内在住していれば、貸与可能とした。

(2) 早期貸与出来るよう、手続きの見直し

現状と課題	改正の概要
<p>【手続きの流れ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>生徒</p> <p>奨学金申請</p> <p>支払資料の作成</p> <p>支払資料の提出</p> <p>奨学金受理</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>県</p> <p>受理、審査</p> <p>貸与決定通知</p> <p>支払手続き</p> <p>奨学金支払い</p> </div> </div> <p>→書類の提出が2回あり、貸与まで時間を要する。</p>	<p>【手続きの流れ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>生徒</p> <p>奨学金申請 →</p> <p>※支払資料を同時提出</p> <p>奨学金受理 ←</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>県</p> <p>受理、審査</p> <p>↓</p> <p>← 貸与決定通知</p> <p>※同時に奨学金支払い</p> </div> </div> <p>→申請時に全ての書類を提出するので、貸与決定と同時に貸与開始が可能。</p>

(3) 提出書類の様式見直し（主な変更点）

- ・申請者本人の押印の廃止
- ・必要な添付書類の注釈の記入
- ・繰上返還記入欄の作成
- ・法定代理人は、親権者が複数の場合は、代表する者が記載することを注意書きに明記。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則案

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学資金の貸与)</p> <p>第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア～オ 略 カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。</p> <p>(2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア～オ 略 カ 県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。</p> <p>第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（中学校在学時申請用）（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 誓約書（別記様式第1号の3）</u> <u>(4) 略</u> 2～4 略</p> <p>5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第1号の4）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等（以下「在学高等学校等」という。）の長を経由して、</p>	<p>(奨学資金の貸与)</p> <p>第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア～オ 略 カ <u>奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。</u></p> <p>(2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件 ア～オ 略 カ <u>奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。</u></p> <p>第4条の3 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第1号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（中学校在学時申請用）（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 略</u> 2～4 略</p> <p>5 高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第1号の3）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>第4条の4 高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第4条の2第2号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（高等学校等在学時申請用）（別記様式第1号の4）に、次に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等（以下「在学高等学校等」という。）の長を経由し</p>

教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 誓約書(別記様式第1号の3)

(4) 略

第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号から第4号までに掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様式第4号)

(2) 略

(3) 誓約書(別記様式第1号の3)

(4) 略

2～4 略

5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第5号)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第6条 略

(奨学資金の休止)

第8条 第6条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その月分)から復学した日の属する月の前月分までの奨学資金の貸与を休止する。

て、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

第5条の2 大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(別記様式第1号の5)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等を卒業しないで大学等に入学しようとする者(高等学校等に在学する者を除く。)については、当該申請書に第2号及び第3号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 鳥取県大学等奨学資金貸与推薦書(別記様式第2号)

(2) 略

(3) 略

2～4 略

5 貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書(別記様式第3号)に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(奨学資金の貸与の決定及び通知)

第5条の4 略

(誓約書)

第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会が指定する日までに連帯保証人及び保証人と連署した誓約書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の期限までに誓約書の提出がないときは、奨学生の決定を取消することができる。

(奨学資金の休止)

第8条 奨学生が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分(その日が月の初日であるときは、その月分)から復学した日の属する月の前月分までの奨学資金の貸与を休止する。

別記様式第1号 (第4条の3関係)

(表)

略

注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	必要な添付資料等
(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し(3月以上継続した治療に係るものに限る。)
(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具体的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
(5) その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年月日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

法定代理人 氏名 (印)

住所

申請者との続柄 ()

別記様式第1号 (第4条の3関係)

(表)

略

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	特別な事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)
(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	
(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
(3) 障がい者のいる世帯		(7) 父母以外の所得がある世帯	
(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情がある世帯	

(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年月日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名 (印)

連帯保証人 氏名 (印)

住所

本人との続柄 ()

年月日生

保証人 氏名 (印)

住所

本人との続柄 ()

年月日生

注

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

別記様式第1号の2（第4条の3、第4条の4関係）

略	
修学に対する意欲の判定	※ある・ない
略	

備考 略

別記様式第1号の3（第4条の3、第4条の4、第5条の2関係）

誓約書

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けた後は、同規則に従い、奨学資金の償還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

申請者 住所

氏名

法定代理人 住所

氏名

㊟

連帯保証人 続柄 申請者の（ ）

住所

氏名

㊟

生年月日

保証人 続柄 申請者の（ ）

住所

氏名

㊟

生年月日

鳥取県教育委員会 様

(注意)

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
- 3 連帯保証人及び保証人は、実印を押印すること。

備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第1号の2（第4条の3、第4条の4関係）

略	
修学に対する意欲の判定	※A・B・C
略	

備考 略

別記様式第1号の4 (第4条の3関係) 略

別記様式第2号 (第4条の4関係)

(表)

略

注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	必要な添付資料等
(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し (3月以上継続した治療に係るものに限る。)
(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具体的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
(5) その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年月日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

法定代理人 氏名 (Ⓞ)

住所

申請者との続柄 ()

別記様式第1号の3 (第4条の3関係) 略

別記様式第1号の4 (第4条の4関係)

(表)

略

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	特別な事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)
(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	
(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
(3) 障がい者のいる世帯		(7) 父母以外の所得がある世帯	
(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情がある世帯	

(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年月日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名 (Ⓞ)

連帯保証人 氏名 (Ⓞ)

住所

本人との続柄 ()

年月日生

保証人 氏名 (Ⓞ)

住所

本人との続柄 ()

注

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

別記様式第3号（第5条の2関係）

(表)

略		
申請に係る資格	立 学校 課程 科 在・卒	略
略		

注1 ※印は該当のものを○で囲むこと。

- 2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	必要な添付資料等
(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具体的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
(5) その他特別な事情がある世帯		

備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第1号の5（第5条の2関係）

(表)

略		
申請に係る資格	立 学校 課程 科 第 学年 在・卒	略
略		

(裏)

家庭事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)	特別な事情	該当欄 (該当する欄に○を付けること。)
(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	
(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
(3) 障がい者のいる世帯		(7) 父母以外の所得がある世帯	
(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情がある世帯	

(上記に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名
 法定代理人 氏名 (印)
 住所
 申請者との続柄 ()

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名 (印)
 連帯保証人 氏名 (印)
 住所
 本人との続柄 ()
 年 月 日生
 保証人 氏名 (印)
 住所
 本人との続柄 ()
 年 月 日生

注

- 1 申請者は、氏名を自署すること。
- 2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

備考

- 1 ※印は該当のものを○で囲むこと。
- 2 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。
- 3 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

別記様式第4号（第5条の2関係）

略	
在学又は出身高 等学校等名	立 学校 課程 科 ※在籍・卒業
学習成績の評定 平均値	
人物総合判定	※適当・不適當
略	

注 略

別記様式第5号（第5条の2関係）

略	
学校名等	(修学期間) 年間 年月日～ 年月日
略	

注 略

別記様式第2号（第5条の2関係）

略	
在学又は出身 高等学校等名	立 学校 分校 課程 科 第 学年 ※在籍・卒業
学習成績の評定 平均値	取得単 単位 位数
人物総合判定	※A・B・C
健康診断就学 判定	※可・注意・不可
略	

備考 略

別記様式第3号（第5条の2関係）

略	
学校名等	(修学期間) 年月日～ 年月日
略	

備考 略

別記様式第4号 削除

別記様式第5号 (第6条関係)

誓約書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与の決定を受けました。

つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。

なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

本人 住所

氏名

㊦

法定代理人 続柄 本人の ()

住所

氏名

㊦

連帯保証人 住所

氏名

㊦

保証人 住所

氏名

㊦

鳥取県教育委員会 様

(注意)

- 1 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。
- 2 この誓約書に押印した連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第6号 (第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

鳥取県教育委員会 様 年 月 日

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

奨学 生番 号	(フリガ ナ) 氏名	住 所	郵便番号 電話番号 (局番)
略			

注

- 1 申請者は、氏名を自署してください。
- 2 ※印は、該当のものを○で囲んでください。

別記様式第6号 (第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

鳥取県教育委員会 様 年 月 日

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

奨学 生番 号	(フリガ ナ) 氏名	住 所	郵便番号 電話番号 (局番)
略			

備考 ※印は、該当のものを○で囲んでください。

別記様式第7号(第8条の3関係)

略	
奨学生番号	本人氏名
	連帯保証人氏名 ㊟
略	
転学理由	一家転居・その他()
注 申請者は、氏名を自署すること。	

上記のとおり、転学により本校から転出したことを証明します。

年月日
 学校長 氏名 職印

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年月日
 学校長 氏名 職印

別記様式第7号の2(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

奨学生番号 第 号
 在学学校名
 氏名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退しますので、お届けします。

記

- 1 期日 年月日より
 2 理由
 年月日

住所
 本人氏名
 住所
 連帯保証人氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

注 本人氏名欄は、本人が自署すること。

別記様式第8号(第10条関係)

(表)

略			
(裏)			
略			
返還	半年賦	百 十 万 千 百 十 円	返還
賦金	(最終返還額)		第1回
月賦			年月日
			以降 月 日と 月 日
			第1回

別記様式第7号(第8条の3関係)

略		
奨学生番号	フリガナ	印
	氏名	
略		
転学理由	一家転居・その他()	

上記のとおり、転学により本校から転出したことを証明します。

年月日
 学校長 氏名 職印

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年月日
 学校長 氏名 職印

別記様式第7号の2(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

奨学生番号 第 号
 在学学校名
 氏名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退しますので、お届けします。

記

- 1 期日 年月日より
 2 理由
 年月日

住所
 本人氏名 ㊟
 住所
 連帯保証人氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

別記様式第8号(第10条関係)

(表)

略			
(裏)			
略			
返還	半年賦	十 万 千 百 十 円	返還
賦金	(最終返還額)		第1回
月賦			年月日
			以降 月 日と 月 日
			第1回

(最終返還額)					年月日
					以降毎月末
繰上返還					年月日
引落金融機関		ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外			
本人関係事項	卒業後の連絡先 (納入通知書等送付先)	〒	電話 () -		
略					
(記入上の注意)					
1～5 略					
6 繰上返還の予定がある場合には、繰上返還の欄に記入すること。この場合において、借入金額の全額を繰上返還するときは、半年賦及び月賦の欄の記載を要しない。					
7 略					
8 法定代理人は、本人が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。					
9 略					

(最終返還額)					年月日
					以降毎月同日
本人関係事項	卒業後の連絡先 (納入通知書等送付先)	〒	電話 () -		
略					
(記入上の注意)					
1～5 略					
6 略					
7 法定代理人は、本人が未成年である場合に限る。					
8 略					

別記様式第12号（第15条関係）

鳥取県育英奨学生保証人変更届

奨学生番号 第 号
在学（出身）学校名
氏名

次のとおり変更しましたので、お届けします。

記

1 略

2 新連帯保証人（保証人） 氏名 ㊟
生年月日 年月 日生
住所
続柄
電話番号

3 略
年月日

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

別記様式第12号（第15条関係）

鳥取県育英奨学生保証人変更届

奨学生番号 第 号
在学（出身）学校名
氏名

次のとおり変更しましたので、お届けします。

記

1 略

2 新連帯保証人（保証人） 氏名 ㊟
生年月日 年月 日生
住所
続柄

3 略
年月日
住所
本人氏名
住所
連帯保証人（保証人）氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。